

北海道根室海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地	条件
羅海区第1号	羅臼漁業協同組合	目梨郡羅臼町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院多角点 No. 15729から250度09分12秒274. 16メートルの点 基点第2号 国土地理院多角点 No. 15729から225度40分07秒775. 72メートルの点 点1 基点第1号から112度28分33秒 551メートルの点 点2 基点第2号から112度25分27秒 525メートルの点 点3 基点第2号から112度25分27秒 255メートルの点 点4 基点第1号から112度28分33秒 251メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業、こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
羅海区第2号	羅臼漁業協同組合	目梨郡羅臼町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 X=24226. 888 Y=86835. 684(座標系13系) 基点第2号 X=23077. 467 Y=86492. 979(座標系13系) 点1 基点第1号から111度31分34秒 717メートルの点 点2 基点第2号から97度54分56秒 607. 359メートルの点 点3 基点第2号から97度54分56秒 200メートルの点 点4 基点第1号から111度31分34秒 310メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業、こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
羅海区第3号	羅臼漁業協同組合	目梨郡羅臼町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 X=22683. 190 Y=86439. 101(座標系13系) 基点第2号 X=21794. 865 Y=86078. 641(座標系13系) 基点第3号 X=22348. 869 Y=86442. 644(座標系13系) 点1 基点第1号から119度34分29秒 793. 482メートルの点 点2 基点第2号から121度32分17秒 622メートルの点 点3 基点第2号から121度32分17秒 702メートルの点 点4 基点第3号から124度25分15秒 739メートルの点 点5 基点第3号から124度25分15秒 275. 999メートルの点 点6 基点第1号から119度34分29秒 420メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業、こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
羅海区第4号	羅臼漁業協同組合	目梨郡羅臼町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 X=21381. 002 Y=85434. 311(座標系13系) 基点第2号 X=20113. 494 Y=84736. 795(座標系13系) 点1 基点第1号から127度07分54秒 908. 868メートルの点 点2 点1から217度22分47秒 456. 128メートルの点 点3 点2から127度22分48秒 185メートルの点 点4 点3から217度24分27秒 629. 510メートルの点 点5 点4から307度22分47秒 214. 999メートルの点 点6 基点第2号から120度49分48秒 667. 684メートルの点 点7 基点第2号から120度49分48秒 220メートルの点 点8 点7から38度26分32秒 1109. 307メートルの点 点9 点8から127度08分02秒 40メートルの点 点10 基点第1号から127度07分54秒 500メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業、こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
羅海区第5号	羅臼漁業協同組合	目梨郡羅臼町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 X=19668. 918 Y=84514. 584(座標系13系) 基点第2号 X=18497. 916 Y=83557. 269(座標系13系) 点1 基点第1号から123度39分12秒 863メートルの点 点2 点1から216度09分35秒 247メートルの点 点3 点2から23度39分12秒 90メートルの点 点4 点3から216度09分35秒 856. 263メートルの点 点5 点4から303度39分26秒 20メートルの点 点6 点5から216度09分35秒 250メートルの点 点7 点6から301度38分48秒 159. 226メートルの点 点8 基点第2号から127度23分12秒 838. 814メートルの点 点9 基点第2号から127度23分12秒 360メートルの点 点10 点9から37度39分19秒 481. 698メートルの点 点11 点10から123度39分12秒 20メートルの点 点12 基点第1号から123度39分12秒 338メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業、こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地	条件
羅海区第6号	羅臼漁業協同組合	目梨郡羅臼町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 X=17754. 806 Y=83181. 587(座標系13系) 基点第2号 X=17340. 927 Y=82927. 322(座標系13系) 点1 基点第1号から136度25分05秒 740メートルの点 点2 基点第2号から136度26分02秒 615. 140メートルの点 点3 基点第2号から136度26分02秒 415. 140メートルの点 点4 基点第1号から136度25分05秒 540メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業、こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
羅海区第7号	羅臼漁業協同組合	目梨郡羅臼町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 X=17037. 836 Y=82578. 526(座標系13系) 基点第2号 X=16766. 373 Y=82218. 803(座標系13系) 点1 基点第1号から119度48分24秒 516メートルの点 点2 基点第2号から128度03分17秒 543. 059メートルの点 点3 基点第2号から128度03分17秒 320メートルの点 点4 基点第1号から119度48分24秒 281メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業、こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
羅海区第8号	羅臼漁業協同組合	目梨郡羅臼町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 X=16343. 857 Y=81677. 954(座標系13系) 基点第2号 X=15448. 882 Y=80883. 524(座標系13系) 点1 基点第1号から122度31分02秒 724. 529メートルの点 点2 基点第2号から114度15分27秒 860メートルの点 点3 基点第2号から114度15分27秒 535メートルの点 点4 点3から219度28分27秒 50メートルの点 点5 点4から294度15分27秒 255メートルの点 点6 点5から39度28分27秒 1.178. 337メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業、こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
羅海区第9号	羅臼漁業協同組合	目梨郡羅臼町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 X=15190. 356 Y=80701. 867(座標系13系) 基点第2号 X=15146. 571 Y=80730. 860(座標系13系) 基点第3号 X=14944. 874 Y=80669. 519(座標系13系) 基点第4号 X=13583. 655 Y=80265. 932(座標系13系) 点1 基点第1号から111度26分27秒 670メートルの点 点2 基点第3号から109度11分56秒 595メートルの点 点3 基点第3号から109度11分56秒 830メートルの点 点4 点3から199度36分11秒 405メートルの点 点5 点4から109度36分12秒 203メートルの点 点6 点5から197度13分21秒 371. 878メートルの点 点7 点6から106度59分31秒 40メートルの点 点8 点7から197度13分21秒 260メートルの点 点9 点8から287度22分39秒 140メートルの点 点10 点9から197度13分21秒 140メートルの点 点11 点10から287度22分39秒 135. 080メートルの点 点12 基点第4号から105度09分52秒 756メートルの点 点13 基点第4号から105度09分52秒 140メートルの点 点14 基点第2号から111度24分32秒 140メートルの点 点15 基点第2号から111度24分32秒 355. 256メートルの点 点16 基点第1号から111度26分27秒 400メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業、こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
羅海区第10号	羅臼漁業協同組合	目梨郡羅臼町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 X=13261. 186 Y=80121. 082(座標系13系) 基点第2号 X=12433. 200 Y=79982. 595(座標系13系) 点1 基点第1号から108度00分45秒 515. 091メートルの点 点2 点1から198度00分46秒 164. 998メートルの点 点3 点2から108度00分46秒 179. 307メートルの点 点4 点3から197度38分04秒 250. 002メートルの点 点5 点4から288度00分46秒 60メートルの点 点6 点5から197度38分40秒 130. 770メートルの点 点7 点6から288度00分45秒 49. 999メートルの点 点8 点7から198度00分53秒 69. 922メートルの点 点9 点8から266度17分09秒 42. 630メートルの点 点10 基点第2号から86度06分37秒 454. 939メートルの点 点11 基点第2号から86度06分37秒 160メートルの点 点12 基点第1号から108度00分45秒 280メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業、こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地	条件
羅海区第11号	羅臼漁業協同組合	目梨郡羅臼町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 X=12140.755 Y=79894.956(座標系13系) 基点第2号 X=11797.615 Y=79622.419(座標系13系) 点1 基点第1号から103度54分50秒 290メートルの点 点2 基点第2号から104度32分34秒 459.999メートルの点 点3 基点第2号から104度32分34秒 220メートルの点 点4 基点第1号から103度54分50秒 50メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業、こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
羅海区第12号	羅臼漁業協同組合	目梨郡羅臼町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院多角点 No. 15227から209度41分13秒733.23メートルの点 基点第2号 国土地理院多角点 No. 15228から8度27分00秒436.83メートルの点 基点第3号 国土地理院多角点 No. 15228から186度15分59秒53.23メートルの点 基点第4号 国土地理院多角点 No. 15226から345度36分07秒489.67メートルの点 点1 基点第1号から100度37分11秒 719メートルの点 点2 点1から202度13分46秒 499.496メートルの点 点3 点2から274度46分26秒 209.985メートルの点 点4 点3から185度09分26秒 323.754メートルの点 点5 点4から100度21分42秒 50メートルの点 点6 基点第3号から100度21分43秒 508メートルの点 点7 基点第3号から100度21分43秒 708メートルの点 点8 基点第4号から55度38分44秒 1.060.271メートルの点 点9 基点第4号から65度50分12秒 954.754メートルの点 点10 基点第4号から79度10分20秒 840.953メートルの点 点11 基点第4号から78度17分12秒 759.585メートルの点 点12 基点第4号から87度22分33秒 721メートルの点 点13 基点第4号から87度22分33秒 191メートルの点 点14 点13から357度55分52秒 677.198メートルの点 点15 点14から267度22分33秒 50メートルの点 点16 基点第2号から173度19分60秒 219.716メートルの点 点17 基点第2号から98度34分39秒 118.198メートルの点 点18 基点第2号から100度10分38秒 167.614メートルの点 点19 点18から24度28分30秒 203.413メートルの点 点20 点19から283度59分35秒 50メートルの点 点21 基点第1号から100度37分11秒 205メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業、こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
羅海区第13号	羅臼漁業協同組合	目梨郡羅臼町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院多角点 No. 15225から344度48分44秒520.53メートルの点 基点第2号 国土地理院多角点 No. 15225 点1 基点第1号から85度58分57秒 659.999メートルの点 点2 基点台2号から79度56分40秒 563メートルの点 点3 基点第2号から103度16分41秒 200メートルの点 点4 基点第1号から85度58分57秒 300メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業、こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
羅海区第14号	羅臼漁業協同組合	目梨郡羅臼町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 X=8006.641 Y=79660.949(座標系13系) 基点第2号 X=7581.252 Y=79212.404(座標系13系) 基点第3号 X=6617.987 Y=79026.585(座標系13系) 点1 基点第1号から118度38分49秒 573.116メートルの点 点2 点1から204度46分32秒 434メートルの点 点3 点2から306度34分57秒 50メートルの点 点4 基点第3号から112度47分06秒 517.220メートルの点 点5 基点第3号から112度47分06秒 165メートルの点 点6 基点第2号から112度47分06秒 240メートルの点 点7 基点第2号から112度47分06秒 270メートルの点 点8 基点第1号から103度16分41秒 200メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業、こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地	条件
羅海区第15号	羅臼漁業協同組合	目梨郡羅臼町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 X=6421.006 Y=78864.580(座標系13系) 基点第2号 X=6259.002 Y=78810.581(座標系13系) 基点第3号 X=5118.945 Y=78167.672(座標系13系) 点1 基点第1号から113度29分55秒 361メートルの点 点2 点1から203度45分15秒 46.637メートルの点 点3 点2から113度29分55秒 80メートルの点 点4 基点第2号から121度00分06秒 431.655メートルの点 点5 基点第2号から121度00分06秒 519.999メートルの点 点6 点5から205度11分33秒 465メートルの点 点7 点6から121度00分06秒 50メートルの点 点8 点7から206度33分33秒 417.121メートルの点 点9 点8から233度58分52秒 82メートルの点 点10 点9から301度00分06秒 22メートルの点 点11 基点第3号から110度50分12秒 430メートルの点 点12 基点第3号から110度50分12秒 265メートルの点 点13 基点第1号から113度29分55秒 125メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業、こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
羅海区第16号	羅臼漁業協同組合	目梨郡羅臼町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 X=4475.679 Y=77642.883(座標系13系) 基点第2号 X=4240.939 Y=77442.512(座標系13系) 基点第3号 X=4164.727 Y=77210.309(座標系13系) 基点第4号 X=3854.018 Y=76810.510(座標系13系) 点1 基点第1号から134度09分18秒 199.976メートルの点 点2 基点第2号から127度16分52秒 185メートルの点 点3 基点第2号から127度16分52秒 395メートルの点 点4 点3から230度59分28秒 100メートルの点 点5 点4から134度09分18秒 100メートルの点 点6 点5から230度59分28秒 250メートルの点 点7 点6から314度09分18秒 100メートルの点 点8 基点第4号から127度16分52秒 495メートルの点 点9 基点第4号から127度16分52秒 200.001メートルの点 点10 基点第3号から126度32分54秒 200メートルの点 点11 基点第1号から134度09分18秒 100メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業、こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
羅海区第17号	羅臼漁業協同組合	目梨郡羅臼町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 X=3765.018 Y=76636.505(座標系13系) 基点第2号 X=3663.017 Y=76523.504(座標系13系) 基点第3号 X=3407.514 Y=76354.175(座標系13系) 点1 基点第2号から146度06分41秒 800メートルの点 点2 点1から218度30分01秒 258.587メートルの点 点3 点2から317度23分58秒 350メートルの点 点4 基点第3号から137度23分58秒 395メートルの点 点5 基点第3号から137度23分58秒 220メートルの点 点6 基点第1号から166度13分35秒 265メートルの点 点7 基点第2号から146度06分41秒 395メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業、こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
羅海区第18号	羅臼漁業協同組合	目梨郡羅臼町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 X=2272.661 Y=75475.892(座標系13系) 基点第2号 X=1536.134 Y=74925.367(座標系13系) 点1 基点第1号から128度32分38秒 800.001メートルの点 点2 点1から218度32分38秒 520メートルの点 点3 点2から308度32分40秒 50メートルの点 点4 基点第2号から128度32分38秒 720メートルの点 点5 基点第2号から128度32分38秒 385.001メートルの点 点6 基点第1号から128度32分38秒 415メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業、こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
羅海区第19号	羅臼漁業協同組合	目梨郡羅臼町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 X=1136.126 Y=74586.346(座標系13系) 基点第2号 X=679.941 Y=74434.897(座標系13系) 点1 基点第1号から128度36分23秒 760メートルの点 点2 基点第2号から128度36分23秒 589.999メートルの点 点3 基点第2号から128度36分23秒 333メートルの点 点4 点3から39度04分06秒 220メートルの点 点5 点4から128度36分23秒 30メートルの点 点6 基点第1号から128度36分23秒 533メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業、こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地	条件
羅海区第20号	羅白漁業協同組合	目梨郡羅白町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 X=-423.773 Y=73638.222(座標系13系) 基点第2号 X=-787.276 Y=73312.686(座標系13系) 点1 基点第1号から121度27分57秒 420メートルの点 点2 基点第2号から121度27分57秒 500メートルの点 点3 基点第2号から121度27分57秒 210メートルの点 点4 点3から32度26分05秒 269.952メートルの点 点5 点4から121度27分57秒 50メートルの点 点6 基点第1号から121度27分57秒 180メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業、こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	羅白町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
羅海区第21号	羅白漁業協同組合	目梨郡羅白町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 X=-1078.375 Y=73022.362(座標系13系) 基点第2号 X=-1797.142 Y=72560.751(座標系13系) 点1 基点第1号から124度16分03秒 579.999メートルの点 点2 点1から215度14分15秒 170メートルの点 点3 点2から124度23分44秒 120メートルの点 点4 基点第2号から102度56分31秒 725.942メートルの点 点5 基点第2号から104度38分42秒 785.784メートルの点 点6 基点第2号から130度11分49秒 743.822メートルの点 点7 基点第2号から135度38分53秒 361.221メートルの点 点8 基点第2号から137度57分36秒 290.418メートルの点 点9 基点第1号から124度16分03秒 270メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業、こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	羅白町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
羅海区第22号	羅白漁業協同組合	目梨郡羅白町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 X=-2186.229 Y=72487.451(座標系13系) 基点第2号 X=-2811.711 Y=72077.462(座標系13系) 点1 基点第1号から122度54分39秒 740.192メートルの点 点2 点1から192度54分30秒 339.435メートルの点 点3 点2から214度57分42秒 150メートルの点 点4 点3から302度54分53秒 50メートルの点 点5 点4から214度57分42秒 212.352メートルの点 点6 基点第2号から124度13分05秒 720.261メートルの点 点7 基点第2号から124度13分05秒 360メートルの点 点8 基点第1号から122度54分39秒 250メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業、こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	羅白町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
羅海区第23号	羅白漁業協同組合	目梨郡羅白町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 X=-3285.265 Y=71500.340(座標系13系) 基点第2号 X=-3755.026 Y=71357.604(座標系13系) 点1 基点第1号から111度52分10秒 875メートルの点 点2 点1から201度52分10秒 214.922メートルの点 点3 点2から111度55分25秒 80メートルの点 点4 基点第2号から111度52分10秒 905メートルの点 点5 基点第2号から111度52分10秒 420メートルの点 点6 基点第1号から111度52分10秒 470メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業、こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	羅白町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
羅海区第24号	羅白漁業協同組合	目梨郡羅白町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 X=-4424.256 Y=71063.147(座標系13系) 基点第2号 X=-4710.674 Y=70862.201(座標系13系) 点1 基点第1号から110度41分26秒 900メートルの点 点2 基点第2号から110度41分26秒 950メートルの点 点3 基点第2号から110度41分26秒 420メートルの点 点4 基点第1号から110度41分26秒 340メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業、こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	羅白町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
羅海区第25号	羅白漁業協同組合	目梨郡羅白町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 X=-5248.089 Y=70538.596(座標系13系) 基点第2号 X=-6031.017 Y=70287.564(座標系13系) 点1 基点第1号から108度48分03秒 1.150.125メートルの点 点2 基点第2号から108度48分13秒 1.120メートルの点 点3 基点第2号から108度48分13秒 500メートルの点 点4 基点第1号から108度48分03秒 510メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業、こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	羅白町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地	条件
羅海区第26号	羅臼漁業協同組合	目梨郡羅臼町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 X=-6802.843 Y=70093.006(座標系13系) 基点第2号 X=-8398.939 Y=69586.502(座標系13系) 点1 基点第1号から110度47分22秒 2.311.419メートルの点 点2 点1から199度55分51秒 549.171メートルの点 点3 点2から201度08分39秒 525.862メートルの点 点4 点3から291度17分57秒 160メートルの点 点5 基点第2号から110度41分15秒 2.079.361メートルの点 点6 基点第2号から110度41分15秒 1.580メートルの点 点7 基点第1号から110度47分22秒 1.620メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業、こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	羅臼町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
標海区第1号	標津漁業協同組合	標津郡標津町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 根海共第5号海域基点第1号(北緯 43度51分39.70567秒、東経145度05分50.29560秒) 点1 基点第1号から120度45分 10.855メートルの点 点2 基点第1号から132度53分 8.160メートルの点 点3 基点第1号から150度53分 12.292メートルの点 点4 基点第1号から139度01分 14.225メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	標津町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
根海区第1号	根室漁業協同組合	根室市地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 根室港南防波堤灯台(北緯43度20分17.19秒 東経145度34分23.33秒) 点1 基点第1号から319度00分 880メートルの点 点2 点1から310度00分 300メートルの点 点3 点2から40度00分 100メートルの点 点4 点1から40度00分 100メートルの点	第一種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	根室市(友知、豊里以东及び長節、西和田、東和田、幌茂尻以西を除く)	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
根海区第2号	根室湾中部漁業協同組合	根室市地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 根室市春国岱(北緯43度16分48.2秒 東経145度26分42.9秒) 点1 基点第1号から347度47分46秒 4.620.54メートルの点 点2 基点第1号から10度09分03秒 3.544.80メートルの点 点3 基点第1号から10度09分03秒 2.744.80メートルの点 点4 基点第1号から343度17分42秒 3.890.65メートルの点	第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	根室市幌茂尻、温根沼、春国岱、東梅、醜陽、川口、湖南、槍音、琴平町及び汐見町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
風海区第1号	根室湾中部漁業協同組合	野付郡別海町地先及び根室市地先	次の点1、点2の各点を結んだ線以南の風連湖の区域 点1 北緯43度18分37.44秒 東経145度19分43.74秒の点 点2 北緯43度17分52.14秒 東経145度23分00.87秒の点	第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	根室市幌茂尻、温根沼、春国岱、東梅、醜陽、川口、湖南、槍音、琴平町及び汐見町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
温海区第1号	根室湾中部漁業協同組合	根室市地先	瀬臥牛林道オンネベツ橋上流端の線から国道44号線温根沼大橋下流端の線までの温根沼の区域	第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	根室市幌茂尻、温根沼、春国岱、東梅、醜陽、川口、湖南、槍音、琴平町及び汐見町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。